

官報  
號外

昭和二十七年四月二十三日

○第十三回 参議院會議錄第三十二号

昭和二十七年四月二十三日(水曜日)午前十時二十八分開議

議事日程 第三十一号  
昭和二十七年四月二十三日

## 第一 憲傾斜地帶農業振興臨時措 置法案(衆議院提出)

## 第二 主要農作物種子法案（衆議院提出） 第三 ボッダム宣言の受諾に伴い 発する命令に関する件に基く建 設省関係命令の措置に関する法 案（内閣提出、衆議院送付）

第一回　日本とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基づく行政協定の実施に伴う國有の財産の管理に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

く行政協定の実施に伴う国税犯  
則取締法等の臨時特例に関する  
法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一五 横浜市の接收解除に関する陳情(二件) (委員長報告)  
第一六 東京都月島第三小学校接收に関する陳情  
第一七 商船大学東京分校接收校  
(委員長報告)

舍返還等に関する陳情  
（委員長報告）

○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

去る十七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

內閣委員  
郵政委員  
和田 博雄君  
成瀬 優治君

議院運営委員　國　伊能君  
同日議長において、常任委員の補欠を  
左の通り指名した。

内閣委員　成瀬　幡治君  
郵政委員　和田　博雄君  
議院運営委員　北村　一男君  
本日衆議院から内閣提出の左の議案を  
領した。よつて議長は即日これを委  
員会に付託した。  
昭和二十五年度一般会計予備費使用  
総調書(その2)  
昭和二十五年度特別会計予備費使用  
予算補正(特第1号)総則第四條に基  
く使用総調書  
昭和二十五年度特別会計予算総則第  
六條並びに昭和二十五年度特別会計  
予算補正(特第1号)総則第四條に基  
く使用総調書  
昭和二十六年度一般会計予備費使用  
総調書(その1)  
昭和二十六年度特別会計予備費使用  
総調書(その1)  
昭和二十六年度特別会計予算総則第  
七條に基く使用総調書  
決算委員会に付託  
日本国とアメリカ合衆国との間の安  
全保障條約第三條に基く行政協定の  
実施に伴う電信電話料金法等の特例  
実施に伴う電波法の特例に関する法律  
案　電気通信委員会に付託  
千九百二十七年九月二十六日にジ  
ネーヴで署名された外國仲裁判断の  
執行に関する條約の締結について考  
認を求めるの件

平和條約の実施に伴う民事判決の再審査等に関する法律案  
平和條約の実施に伴う刑事判決の再審査等に関する法律案  
外務委員会に付託  
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。  
破壊活動防止法案  
公安調査設置法案  
公安部委員会設置法案  
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを運輸委員会に付託した。  
木船運送法案（關谷勝利君外三十名提出）  
同日可決した左の内閣提案は、即日これを衆議院に送付した。  
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案  
同日修正議決した左の内閣提案は、即日これを衆議院に送付した。  
町村職員恩給組合法案  
同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。  
住民登録法施行法案  
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提案を可決した旨衆議院に通知した。  
在外公館に勤務する外務公務員の給與に関する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認する」とを議決した旨議院に通知した。

千九百四十六年十二月十一日にレーニン・クルク・サクセスで署名された議定書によつて改正された麻薬の製造制限及び分配取締に関する千九百三十一年七月十三日の條約の範囲外の薬品を国際統制の下におく議定書への加入について承認を求めるの件

去る十八日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを文部委員会に付託した。

国立学校設置法の一部を改正する送  
律案(平島良一君外二十七名提出)  
去る十九日衆議院から左の議案を提出  
した。よつて議長は即日これを農林委  
員会に付託した。

主要農作物種子法案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領  
した。よつて議長は即日これを委員会に  
付託した。

案	優生保護法の一部を改正する法律
	医療法の一部を改正する法律案
	同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
	補助貨幣損傷等取締法臨時特例
	優生保護法の一部を改正する法律
	医療法の一部を改正する法律
	一昨二十一日議長において、常任委員の辞任を許可した。
同	地方行政委員
	石川 清一君
	曾祢 翁君

日本国  
全保障  
実施に  
する姓  
日本國  
全保障  
実施  
律案  
同日衆議  
案が送付  
れを建議

とアメリカ合衆国との間の安  
條約第三條に基く行政協定の  
件う道路運送法等の特例に関する  
法律案

全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴うたばこ專売法等の臨時特例に関する法律案可決報告書  
特別調達資金設置令の一部を改正する法律案可決報告書  
同日内閣から、広島地方專元公社調停委員会委員に中原健次君を委嘱したいので国会法第三十九條但書の規定により本院の議決を求める旨の要求書を受領した。  
昨二十二日委員長から左の報告書を提出した。

住民登録法施行法  
在外公館に勤務する外務公務員の給  
與に関する法律  
同日衆議院議長から、国会において承  
認することを議決した左の件を内閣に  
送付した旨の通知書を受領した。  
一千九百四十六年十三月十一日にレ  
ク・サクセスで署名された議定書に  
よつて改正された麻薬の製造限制及  
び分配取締に関する一千九百三十一年  
七月十三日の條約の範囲外の薬品を  
国際統制の下におく議定書への加入  
について承認を求めるの件  
去る十五日内閣総理大臣に左の者を政  
府委員に任命することを承認した旨回  
答した。

関税法の一部を改正する法律案  
特別調達資金設置令の一部を改正する法律案  
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保険條約第三條に基く行政協定の実施に伴つたばく専充法等の臨時特例に関する法律案  
大蔵委員会に付託  
道路運送車両法の一部を改正する法律案  
海上警備隊の職員の給與等に関する法律案  
人事委員会に付託  
同日衆議院から予備審査のため左の議案が提出された。よつて議長は即ちこれを建設委員会に付託した。  
宅地建物取引業法案（福岡山三勇君外十一名提出）

外務委員	吉川末次郎君
通商産業委員	堀木 錠三君
同	山川 良一君
労働委員	櫻内 辰郎君
經濟安定委員	佐藤 尚武君
決算委員	小酒井義男君
議院運営委員	椿 繁夫君
同日議長において、常任委員の補欠を 左の通り指名した。	
地方行政委員	櫻内 辰郎君
同	吉川末次郎君
外務委員	曾祢 益君
通商産業委員	石川 清二君
同	佐藤 尚武君
労働委員	堀木 錠三君
経済安定委員	山川 良一君
決算委員	小酒井義男君
議院運営委員	椿 繁夫君
同日内閣から予備審査のため左の議案 が送付された。よつて議長は即日これ を運輸委員会に付託した。	

道路法施行法案（田中角栄君外二名提出）  
同日委員長から左の報告書を提出した。  
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案可決報告書  
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案可決報告書  
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律案可決報告書  
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律案可決報告書

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く建設省閣勅命令の措置に関する法律案可決報告書  
海上保安官署法の一部を改正する法律案修正議決報告書  
急傾斜地整備農業振興臨時措置法案可決報告書  
道路運送車両法の一部を改正する法律案可決報告書  
主要農作物種子法案可決報告書  
同日内閣から左の答弁書を受領した。  
参議院議員千田正君提出平和條約の発効に伴う特定資産の処置に関する質問に対する答弁書  
参議院議員千田正君提出在外資産の調査並びにこれが対策に関する質問に対する答弁書

去る十八日衆議院から予備審査のため 左の議案が送付された。よつて議長は 即日これを文部委員会に付託した。	國立学校設置法の一部を改正する法律 案
同日衆議院から左の内閣提出案を受領 した。よつて議長は即日これを農林委 員会に付託した。	主要農作物種子法案
同日衆議院から左の内閣提出案を受領 した。よつて議長は即日これを委員会 に付託した。	關稅法の一部を改正する法律案
同日衆議院から左の内閣提出案を受領 した。よつて議長は即日これを委員会 に付託した。	特別調達資金設置令の一部を改正す る法律案
日本国とアメリカ合衆国との間の安 全保障條約第三條に基く行政協定の 実施に伴うたばこ專賣法等の臨時特 例に関する法律案	日本国とアメリカ合衆国との間の安 全保障條約第三條に基く行政協定の 実施に伴うたばこ專賣法等の臨時特 例に関する法律案
法律案	大蔵委員会に付託
海上警備隊の職員の給與等に関する 法律案	通商産業委員会に付託
人事委員会に付託	外務委員會
同日衆議院から予備審査のため左の議 案が送付された。よつて議長は即日こ れを建設委員会に付託した。	經濟安定委員會
宅地建物取引業法案（瀬戸山三男君 外十一名提出）	決算委員會
同日衆議院から、左の本院提出案は同 院において、これを可決した旨の通知 書を受領した。	運輸委員會
補助貨幣損傷等取扱法臨時特例案	日本国との平和條約の効力発生及び 医療法の一部を改正する法律案
同日衆議院から左の内閣提出案を受領 した。よつて議長は即日これを常任委員 会に付託した。	同日衆議院議長から、左の法律の公布 を奏上した旨の通知書を受領した。
同日衆議院議長から、左の法律の公布 を奏上した旨の通知書を受領した。	補助貨幣損傷等取扱法臨時特例 優生保護法の一部を改正する法律 案
同日衆議院議長において、常任委員 の辞任を許可した。	一昨二十一日議長において、常任委員 の辭任を許可した。
地方行政委員	石川 清一君
同	吉川末次郎君
外務委員	曾祢 弊君
通商産業委員	堀木 鐢三君
同	山川 良一君
労働委員	櫻内 民郎君
經濟安定委員	佐藤 尚武君
決算委員	小酒井義男君
議院運営委員	佐藤 尚武君
地方行政委員	櫻内 民郎君
同	吉川末次郎君
外務委員	曾祢 弊君
通商産業委員	石川 清一君
同	佐藤 尚武君
労働委員	堀木 鐢三君
經濟安定委員	山川 良一君
決算委員	繩夫君
運輸委員	小酒井義男君

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを建設委員会に付託した。

道路法案(田中角栄君外二名提出)

道路法施行法案(田中角栄君外二名提出)

同日委員長から左の報告書を提出した。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案可決報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案可決報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律案可決報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う國稅犯則取締法等の臨時特例に関する法律案可決報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の安

全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴うたばこ事充法等の臨時特例に関する法律案可決報告書  
特別調達資金設置令の一部を改正する法律案可決報告書  
同日内閣から、広島地方専売公社調停委員会委員に中原健次君を委嘱したいので国会法第三十九條但書の規定により本院の議決を求める旨の要求書を受領した。  
昨日二十一日委員長から左の報告書を提出した。  
昨二十一日委員長から左の報告書を提出した。  
ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く建設省関係命令の措置に関する法律案可決報告書  
海上保安庁法の一部を改正する法律案修正議決報告書  
急傾斜地被覆業振興臨時措置法案可決報告書  
道路運送車両法の一部を改正する法律案可決報告書  
主要農作物種子法案可決報告書  
同日内閣から左の答弁書を受領した。  
参議院議員千田正君提出平和條約の発効に伴う特定資産の処置に関する質問に対する答弁書  
参議院議員千田正君提出在外資産の調査並びにこれが対策に関する質問に対する答弁書  
○議長(佐藤寅武君) これより本日の会議を開きます。  
この際、日程に追加して、中央更生

保護委員会委員の任命に関する件を議題とするこ  
とに御異議ございませんか。

「異議な」と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

者予防更生法第四條第二項の規定により、土田豊君を中央更生保護委員会委員に任命することについて、本院の同意を求めて参りました。本件に關し同意を與えることに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本件は同意を與えることに決定しました。

○議長(佐藤尚武君) 野田国務大臣から、鳥取市の火災による災害について発言を求められております。この際発言を許します。野田国務大臣。  
〔国務大臣野田卯一君登壇、拍手〕  
○国務大臣(野田卯一君) 今回の鳥取

午後三時頃島取市永楽通り動源温泉附近から発火し、極度の乾燥と風速十五メートルに達する烈風のために、且つ又水道の水圧の低下、道路の狭小等により、消火作業のことならず、ために遂に市の繁華街を中心として市街地の約六割を焼失するといふ大損害を受けたのであります。

県庁等の資料に基いて御報告申上げますと、先ず人的損害につきましては、罹災人員は二万四千百四十三名、このうち死者一名、重傷者二名、軽傷者三百十二名を算しております。物的損害につきましては、被害総額は百九十三億二千万円と見積られ、焼失面積は約五十万坪に達しております。その内訳を申上げますと、住宅、店舗等の一般民家につきましては、市の総住宅戸数一万二千戸の半数に近い五千二百二十八戸が全焼し、その被害額は個人財産の損失を含めて一応百八十二億六千五百万程度と見積られております。次に、官公衙、学校等、公共施設につきましては、鳥取郵便局ほか十三官公衙、県立盲学校ほか四校、県立中央病院ほか四院等が全焼いたしまして、これらの被害額は約五億八千万円となつております。その他、銀行、百貨店等につきましても十数カ所が焼失し、その被害額は約四億八千万円と見積られております。

服、寝具、生活必需品及び学校用品の給與を行なつたのであります。罹災者の医療につきましては、市内十九所に施設に当りました。応急仮設住宅の建設につきましては、旧連隊跡に五百戸の仮小屋を急造することにいたしました。又罹災者中生活困窮せる者に対しては、差当たりの生活資金を供與し、又失業者対策を講じまして、救護の措置についても中央と連絡の上これを進めておる次第であります。又鳥取、岡山、京都、兵庫、大阪等の隣接各府県よりも、医療班の派遣、救援物資の発送その他救済に当つておりますので、罹災者の応急救助は万全の態勢を以て推し進められつつあります。中央における応急措置といたしましては、即日厚生省よりラフ救援物資二万一千人分を発送すると共に、総理大臣より米子警察予備隊に対し救援のため出動を命令し、又直ちに関係各省より係官を現地に派遣し、災害実情の把握に努め、災害の翌日、四月十八日の朝の閣議においては、鳥取大火災害対策本部を總理府に設置すること、鳥取県市の復興事業に対する繰き資金として資金運用部より二億円の融通をすること、住宅金融公庫による二億円の特別融資をなすこと等を決定し、直ちに実行に移すことになりました。

とする都市復興の事業並びに罹災市民の生活を速かに安定させることであります。これがため政府いたしまして別融資による住宅建設のほか、公営住宅法に基きまして被災住宅約五千戸に上りました住宅金融公庫の二億円の住宅を建設したいと考えております。第二に、今回の大火の経験に鑑み都市の燃焼化を促進する必要が痛感いたされましたので、日下国会において御審議中である耐火建築促進法の成立次第 同法に付き防災建築帶を指定し、該地域内の耐火建築に補助金を與えてこれを助けてはできるだけ不燃構造とし、速くに再建を図りたいと考えております。又燃失しました学校図書館等の復旧につきましてはできるだけ不燃構造とし、速くに再建を図りたいと考えております。なお今回の火災の経験に鑑み、鳥取市を今後火災に対し強靱性のある都市として復興させるために、罹災面積五万坪を対象とする区画整理事業を急ぎ進めさせると共に、すでに街路その他の基本を決定、建築線を指示し、土地の測量、焼跡の整理を促進せしめています。第三に、被災家屋等の建築資材としてこの木材の入手を容易不下折衝中であり、又固有材の拂下にして手続を進めております。第四に、罹災した市長の生活の安定のため、「民金融公庫、商工中央金庫その他二組合をして早急に供給させるよう

民の金融機関を動員し、罹災者の生業の再開に必要な資金の供給を図りたいと考えております。

顧みますれば鳥取市は昭和十八年地震並びにこれに伴う火災により市街の大半を鳥居有に帰し、次いで昭和二十二年大火災をこうむり、今回又戦後最大の火災に見舞われ、重ねぐの災難に対し更に同情申し上げるものであります。併しながら、市民諸君がこの甚大なる災厄にもめげず慨然復興に立ち上つておられることは、誠に心強く、深く敬意を表するところであります。又県市当局その他現地の諸機関においてもすでに果敢に復興対策に邁進されておりますので、政府といたしましては、これらと十分提携協力し、その救済策、復旧策及び復興策に万全を期し、強力に推進いたしまして、禍を転じて福となすべく念願をしておる次第であります。

最後に申上げたいことは、進駐軍の好意に満ちた救援であります。即ち在日兵站司令部南西司令官代理ソムビアス中佐及びストライカト軍医大佐が去る十九日朝飛行機で現地を訪れ、県当局の要請する救急物資につき打合せの結果、携帶食二十五万箱、毛布一枚、ミルク五百箱及び注射薬品等を百二十台のトラックを以て急送され、罹



官報号外

5

は、第四條第二項の規定を準用する。  
 (市町村長の定める農業振興計画  
 の変更)

第八條 市町村長は、前條の通知を受けた場合に必要があると認めるときは、第四條第一項の規定により定めた当該市町村の農業振興計画を変更することができる。この場合には、その変更の要旨を公表しなければならない。

2 市町村長が前項の規定により農業振興計画を変更する場合には、第四條第二項の規定を準用する。

(事業の変更による農業振興計画の変更)

市町村長が前項の規定により農業振興計画を変更する場合には、第四條第二項の規定を準用する。

第九條 鹿林大臣、都道府県知事又は市町村長は、因、当該都道府県又は当該市町村の農業振興計画を定める基礎となつた事情が著しく変更したときは、それぞれ、農業振興計画を定める場合の例により、その定めた農業振興計画を変更することができる。

(農業振興計画の内容)

第十條 農業振興計画は、左に掲げる事項を含むものとする。

一 農地の保全及び改良に関する事項

二 農業用道路の整備その他過重労働の軽減に関する事項、販売その他処理についての共同施設に関する事項

三 農業技術の改良及び農業経営の合理化に関する事項

四 農畜産物の加工、販売その他(事業の実施)

第五條 第四條から第九條までに規定する農業振興計画に基く農業振興事業は、この法律に定めるもの以外、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む)の規定

(委任事項)

第十二條 第四條から前條までに定めるものを除く外、農業振興計画の決定について必要な事項は、省令で定める。

(全部事務組合及び役場事務組合の特別)

第十三條 この法律中町村又は町村長に関する規定は、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあっては、組合又は組合の管理者に適用する。

(急傾斜地帶農業振興対策審議会の設置及び権限)

第十四條 この法律の規定によりその他急傾斜地帯における農業振興に関する重要な事項を調査審議するために、農林省に急傾斜地帶農業振興対策審議会(以下「審議会」といふ)を置く。

2 審議会は、急傾斜地帯における農業振興に関する重要な事項について申し出ることができる。

(審議会の組織等)

第十五條 審議会は、左に掲げる者につき、農林大臣が任命する委員十七人以内で組織する。

一 地方自治厅次長

二 大蔵事務次官

三 農林事務次官

四 経済安本部副長

五 都道府県知事

六 都道府県議會議長

七 市町村長

八 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)又は旧大学令(大

正七年勅令三百八十八号)による大學の教授一人

三人以内

2 前項第五号から第十号までに掲げる者につき任命された委員の任期は、二年とする。但し、補欠の任期は、一年とする。

3 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

4 会長は、会務を總理する。

5 審議会は、あらかじめ、委員の中から、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めておかなければならぬ。

6 専門の事項を調査審議させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。

7 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験を有する者の中から、審議会の推薦に基いて、農林大臣が任命する。

8 委員及び専門委員は、非常勤とすることとする。

9 前各項に定めるものを除く外、審議会の事務をつかさどる機関並びに審議会の議事及び運営に関する必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、昭和三十二年三月三十日限りその効力を失う。

3 農林省設置法(昭和二十四年法律第二百五十三号)の一部を次のよう改正する。

(ほ場の指定)

第三條 都道府県は、あらかじめ農林大臣が都道府県別、主要農作物の種類別に定めた種子生産ほ場の面積をこえない範囲内において、譲渡の目的をもつて主要農作物の種子を生産する者が經營し、又は種子に対する者に対し、主要農作物の優良な種子の生産及び普及のために必要

正七年勅令三百八十八号)に

よる大學の教授一人

三人以内

2 前項第五号から第十号までに掲げる者につき任命された委員の任期は、二年とする。但し、補欠の任期は、一年とする。

3 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

4 会長は、会務を總理する。

5 審議会は、あらかじめ、委員の中から、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めておかなければならぬ。

6 専門の事項を調査審議させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。

7 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験を有する者の中から、審議会の推薦に基いて、農林大臣が任命する。

8 委員及び専門委員は、非常勤とすることとする。

9 前各項に定めるものを除く外、審議会の事務をつかさどる機関並びに審議会の議事及び運営に関する必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、昭和三十二年三月三十日限りその効力を失う。

3 農林省設置法(昭和二十四年法律第二百五十三号)の一部を次のよう改正する。

(ほ場の指定)

第三條 都道府県は、あらかじめ農林大臣が都道府県別、主要農作物の種類別に定めた種子生産ほ場の面積をこえない範囲内において、譲渡の目的をもつて主要農作物の種子を生産する者が經營し、又は種子に対する者に対し、主要農作物の優良な種子の生産及び普及のために必要

急傾斜地帶農業振興対策審議会	正七年勅令三百八十八号)に
正七年勅令三百八十八号)に	急傾斜地帶農業振興対策審議会

2 その経営するほ場について前項の指定を受けようとする者は、省令で定める手続に従い、都道府県にその申請をしなければならない。

3 ほ場審査

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十七年四月十九日

衆議院議長 林 譲治

參議院議長佐藤尚武殿

主要農作物種子法案

主要農作物種子法

(目的)

第一條 この法律は、主要農作物の優良な種子の生産及び普及を促進するため、種子の生産については、場審査その他の助成の措置を行うことを目的とする。

2 ほ場審査は、指定種子生産者の請求によつて行う。

3 都道府県は、指定種子生産者から前項の請求があつたときは、当該技術吏員に、ほ場審査をさせなければならない。

4 ほ場審査の基準及び方法は、都道府県が農林大臣の承認を受けて定める。

5 第三項の規定により、ほ場審査を行つた当該技術吏員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があつたときは、これを呈示しなければならない。

6 ほ場審査証明書の交付

第五條 都道府県は、ほ場審査の結果、当該主要農作物が前條第四項の基準に適合すると認めるときは、当該請求者に対し、省令で定めるほ場審査証明書を交付しなければならない。

(都道府県の行う勧告等)

第六條 都道府県は、市町村、農業者の組織する団体又は指定種子生産者に対し、主要農作物の優良な種子の生産及び普及のために必要

昭和二十七年四月二十三日 參議院會議錄第三十二号 急傾斜地帶農業振興臨時措置法案外一件

が御令 明言及び指導を行わないと  
ればならない。

## 第七條 国は、毎年度予算の範囲内

都道府県に対しては、ほ場審査及

び前條の事務を行うために必要な経費の一部を、指定種子生産者に対する補助することができる。

1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 農苗種苗法（昭和二十二年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「農作物」の「」  
「(稻、大麥、はだか麦及び小麦を  
除く。)」を加える。

〔羽生三七君登壇、拍手〕

先ず最初に急斜地帶農業振興臨時措置法案について申上げます。本法律案は、先に第十回会において成立いたしました積雪寒冷作地帯振興臨時措置法とその類を同じくするもので、急傾斜地帶の農業は極めて劣悪な條件の下に生産を続けているにもかか

わらず、從來國において一定の体系の下に特別な施策を講じた例がなく、農業行政の盲点というべきであつて、かかる特殊環境下の農業に対し、その生産基盤の整備と苛烈な労働條件の緩和を図ることが、これら地域における農業生産力の向上と民生の安定のための要務であるとの趣旨を以て提案せられたものでありますして、その内容の大要は、第一に、農林大臣は急傾斜地帶農業振興対策審議会の議決を経て、都道府県の単位に該当地帯を指定し、そぞの指定を受けた都道府県の知事は農林大臣の定める基準に従つて市町村の単位に該当地帯を指定し、第二に、指定を受けた市町村長及び都道府県知事並びに農林大臣は、それ／＼所定の手続によつて、農地の保全及び改良、農業用道路の整備、その他過重労働の軽減、農業技術の改良及び農業經營の合理化、並びに農畜産物の加工、販売、その他処理についての共同施設等に関する事項を内容とする急傾斜地帶農業振興計画を定めることとなし、第三に、農林大臣の定める農業振興計画の実施に要する経費に対する予算及び資金に関する措置について、政府の責任を明らかにし、第四に、本法運用のため、急傾斜地帶農業振興対策審議会を設置することとなし、而してその組織及び権限等の事項を規定せんとするものであります。

は積雪寒冷單作地帶振興臨時措置法が制定せられ、近くは特殊土じょう地帶災害防除及び振興臨時措置法が成立し更に今回本法案が提出せられ、かくして各種の特殊地帯に対するそれべく各様の立法措置が講ぜられることになるのであるが、かかる特殊立法の意義並びにこれが適用及びその調整、本法案が対象とするいわゆる急傾斜地帯の範囲及びその限界、本法案の「かなめ」とも言うべき農業振興計画を実施するためには経費予算並びに資金の融通又はその斡旋に関する政府の決意及び準備、農業振興計画の内容及びこれが具体的な実行方法、並びにこの種振興計画によつてかかる地帯が果して救済せられるか、その能否、更に、適地適作或いは林業漁業等、他の産業との関係、又は税制等に関する考慮、急傾斜地帶農業振興対策審議会の組織、農地の保全と農地の拡大との関係、本法案と国土総開発法との関係、本法案に規定せられている農地の範囲、積雪寒冷單作地帶振興臨時措置法制定後におけるこれが成果、その他の問題について、熱心な質疑が行われたのでありますて、これが詳細については会議録に譲ることとしたいたいのですが、併しこれら多くの問題の中においても、重點は特に次の点に注がれたのであります。

はなお今後に残されたのであります。次に第二の点は、かかる立法が一片の作文に堕し、且つ又空文と化し、有名無実となることを嚴に警戒しなければならないとの考慮から、本法中、特に農林大臣の定めるこの種地帯における農業振興計画を実施するために必要な経費の支出及び資金の融通斡旋に対する政府の熱意と準備を確かめるため、池田大蔵大臣及び大蔵省主計局長等の出席を求めて、その意図が質されましたところ、本法案に対しては贅意を持つてゐるものであり、而して差当り審議会に要する経費については既定予算又は予備費を以つて支出することとなし、農業振興計画の実施に要する経費については、今後審議会の結論に従い、財政の許す範囲において国家的見地に立つて善処したい旨答弁せられたのであります。

ごときことを厳に慎むべきである旨の希望を附して賛成があり、西山委員は、自由党を代表して、本問題はかねて参議院農林委員会において重大な関心を拂い、特に現地調査を行なつてその対策の確立に努めて來ていたもので、今日大体の素地ができたことは欣快に堪えないところであつて、本法の施行については政府は熱意を持つてこれに当るべきである旨を希望して賛成があり、最後に岡村委員から、本法の執行には大きな困難を伴うものと思われるが、政府は不公平のないよう、十分な決意と構想の下に最善の努力を以て本法の執行に当るべきである旨を希望して賛成があり、かくして討論を終え、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。







海上保安庁長官に對してその審査を請求することができる。

海上保安庁長官は、前項の審査の請求を受けた場合には、これを公正審査会に付託しなければならない。

海上保安庁長官は、前項の規定により付託した处分に対する公正審査会の判定があつたときは、その判定に従つて必要な措置をとらなければならぬ。

公正審査会は、海上保安庁に置く。

審査の請求の手続並びに公正審査会の組織及び運営は、運輸省令で定める。

第二十五條の二十九 第十六條、第十七條第一項及び第二項並びに第十八條の規定は、三等海上警備士補の階級以上の階級を有する海上警備官に適用する。但し、海上警備隊が海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため緊急の必要上で行動する場合に限る。

第十九條及び第二十條の規定は、海上警備官に適用する。

第二十五條の三十 海上警備官のうち部内の秩序維持の職務に従事するものは、左に掲げる犯罪について、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）の規定による司法警察職員として職務を行ふ。

第二十五條の三十一 労働組合法（昭和二十四年法律第二百七十四号）労働関係調整法（昭和二十一一年法律第二百五号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）及び船員法（昭和二十三年法律第二百反して、秘密を漏らした者は

二 海上警備隊の使用する船舶、

序舎、宿舎その他の施設内における犯罪

三 海上警備隊の物件に対する犯罪

海上警備官は、刑事訴訟法の規定により被疑者を逮捕することが可能である。但し、海上警備隊が海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため緊急の必要がある場合において海上で行動する場合に限る。

海上警備官は、前項の規定により現行犯人又は被疑者を逮捕した場合には、これをすみやかに（被

疑者については、刑事訴訟法第二百十條第一項の規定による逮捕状を得た後すみやかに）海上保安官又は海上保安官補に引き渡さなければならない。但し、これを引き渡すことのできないやむを得ない事情のある場合には、なお引き続き当該現行犯人又は被疑者に係る当該事件の総統処理に必要な限度において司法警察職員として職務を行うことができる。

前三項の規定により司法警察職員として職務を行う海上警備官のうち、三等海上警備士補の階級以上上の階級を有するものは、司法警察員として、その他のものは司法巡察員として職務を行ふ。

第二十五條の三十一 労働組合法（昭和二十四年法律第二百七十四号）労働関係調整法（昭和二十一一年法律第二百五号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）及び船員法（昭和二十三年法律第二百反して、秘密を漏らした者は

号、第一條、第二條、第五條、第六條、第七條から第十八條まで、第二十條まで、第二百二十六條（第六号及び第七号を除く。）第二百二十八條（第三号を除く。）及

び第二百三十四条並びにこれらに関する第二百二十條の規定を除く。）

の規定は、海上警備隊の使用する

艦艇及び隊員に関しては、適用しない。

第二十五條の三十二 船舶安全法（昭和八年法律第一号）の規定は、海上警備隊の使用する船舶に関しては、適用しない。

第二十五條の三十三 船舶職員法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の規定は、海上警備隊の使用する船舶及びこれに乗り組んで船舶職員の業務に従事する隊員には、適用しない。

第二十五條の三十七 第二十五條の三十五第一号又は前條第二号に掲げる行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、そのかし、又はそのほう助をした者は、それぞれ各本條の刑に処する。

第二十六條の次に次の一條を加える。

第三十二條中「第四條第三項」を

「第四條第一項」に改め、同條に次の

一項を加える。

二 第二十五條の二十四第一項又は第二項の規定に違反して、会社その他の団体の地位に就き、又は自ら當利企業を営んだ者は

第三十五条及び第三十五条の三を又は十万円以下の罰金に処する。

第三十五条の三十六 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役

又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十五条の三十七の規定に違反して、同條に規定する人事に

関する不正行為をした者

二 第二十五條の二十六第二項の規定に違反して、組合その他の団体を結成した者

三 第二十五條の二十六第二項に規定する行為の遂行を共謀し、は、適用しない。

四 第二十五條の二十七第一項の規定に違反して、同項の行為を

又はこれらの行為を企てた者

四 第二十五條の二十七第一項の規定に違反して、同項の行為を

しだ者

三 第二十五條の三十七 第二十五條の三十五第一号又は前條第二号に掲

げる行為を企て、命じ、故意にこ

れを容認し、そのかし、又はそ

のほう助をした者は、それぞれ各

本條の刑に処する。

第二十六條の次に次の一條を加える。

第三十二條中「第四條第三項」を

「第四條第一項」に改め、同條に次の

一項を加える。

第三十二條中「第四條第三項」を

「第四條第一項」に改め、同條に次の

一項を加える。

第三十二條中「第四條第三項」を

「第四條第一項」に改め、同條に次の

一項を加える。

議又はこれに紛らわしい標識を附してはならない。

第三十三条第一項中「職員」を「職員（海上警備隊の職員を除く。）」に改める。

第三十五条及び第三十五条の三を削り、第三十五条の二を第三十五条とし、第三十六条を次のよう改める。

第三十八条 刑除

第三十六条 削除

第三十九条 刑除

議又はこれに紛らわしい標識を附してはならない。

第三十三条第一項中「職員」を「職員（海上警備隊の職員を除く。）」に改める。

第三十五条及び第三十五条の三を削り、第三十五条の二を第三十五条とし、第三十六条を次のよう改める。

第三十八条 刑除

第三十六条 削除

第三十七条 刑除

議又はこれに紛らわしい標識を附してはならない。

第三十三条第一項中「職員」を「職員（海上警備隊の職員を除く。）」に改める。

第三十五条及び第三十五条の三を削り、第三十五条の二を第三十五条とし、第三十六条を次のよう改める。

第三十八条 刑除

第三十六条 削除

第三十七条 刑除

議又はこれに紛らわしい標識を附してはならない。

第三十三条第一項中「職員」を「職員（海上警備隊の職員を除く。）」に改める。

第三十五条及び第三十五条の三を削り、第三十五条の二を第三十五条とし、第三十六条を次のよう改める。

第三十八条 刑除

第三十六条 削除

第三十七条 刑除

議又はこれに紛らわしい標識を附してはならない。

第三十三条第一項中「職員」を「職員（海上警備隊の職員を除く。）」に改める。

第三十五条及び第三十五条の三を削り、第三十五条の二を第三十五条とし、第三十六条を次のよう改める。

第三十八条 刑除

第三十六条 削除

第三十七条 刑除

議又はこれに紛らわしい標識を附してはならない。

第三十三条第一項中「職員」を「職員（海上警備隊の職員を除く。）」に改める。

第三十五条及び第三十五条の三を削り、第三十五条の二を第三十五条とし、第三十六条を次のよう改める。

第三十八条 刑除

第三十六条 削除

第三十七条 刑除

議又はこれに紛らわしい標識を附してはならない。

第三十三条第一項中「職員」を「職員（海上警備隊の職員を除く。）」に改める。

第三十五条及び第三十五条の三を削り、第三十五条の二を第三十五条とし、第三十六条を次のよう改める。

第三十八条 刑除

第三十六条 削除

第三十七条 刑除

議又はこれに紛らわしい標識を附してはならない。

第三十三条第一項中「職員」を「職員（海上警備隊の職員を除く。）」に改める。

第三十五条及び第三十五条の三を削り、第三十五条の二を第三十五条とし、第三十六条を次のよう改める。

第三十八条 刑除

第三十六条 削除

第三十七条 刑除

議又はこれに紛らわしい標識を附してはならない。

第三十三条第一項中「職員」を「職員（海上警備隊の職員を除く。）」に改める。

第三十五条及び第三十五条の三を削り、第三十五条の二を第三十五条とし、第三十六条を次のよう改める。

か後の日から適用するものとす  
る。

## 2 国家公務員法の一部を次のよう

に改正する。

1

3  
海難審判法（昭和二十一年法律第三百三十五号）の一部を次のよう  
に改正する。  
第二十八條中「所在地を管轄す  
る管区海上保安本部又はその事務  
所の」を「所在地に駐在する」に改  
める。

第二十九條中「海事裁判所」を  
「海難審判理事所」に改める。

第58条中「海事検査部」を  
「海難審判理事所」に、「所在地を  
管轄する管区海上保安本部又はそ  
の事務所の」を「所在地に駐在す  
る」に改める。

〔河井彌八君登壇 拍手〕

○河井彌八君　海上保安庁法の一部を改正する法律案につきまして報告を申上げます。

本案に盛られておりますところの改正の内容は、大きく分けて二つになります。その一つは、現行の

海上保安庁の機構の一部改正であります。他の一つは、新たに海上保安庁の附屬機関として海上警備隊を設置せんとすることのあります。この二つの点であります。

その概要について申上げますと、現在の機構の一部を改正する点は、従来総務部の所掌に属しておりますところの經理補給關係の事務を総務部から離して、經理補給部という独立組織せられおりましたものが七部となる次第であります。海上保安庁は、現在約一万三千の職員と約五万トンの船舶を持つておりますて、そのほかに沿岸各地に多数の航路標識を施設しておる等の關係がありますので、この經理補給關係の事務は極めて複雑庞大でありまするし、而も迅速に処理をする必要がありまするため、これらの事務を能率的に専門に所掌せしむるためには、独立の一部を設けるというのが、只今申し上げました經理補給部を設ける理由であります。

その他、海岸線の極めて長いこの海上をパトロールいたしますためには、船舶と併せまして今後航空機を十機程度用いてパトロールせんとすることを企てまして、その必要な規定が入つたのであります。そのほか保安庁の大長としまして、その必要な規定が入つたのであります。大長は行政を行い、警備救難監は

警備隊の職員に対しましては、一般國家公務員の例にならいまして、労組合法、労働関係調整法及び労働基準法の適用を除外すること、船員法の適用を除外すること、海上警備隊による免許、検査及び無線従事者に規定されてあるのであります。なお、海上警備隊の組織につきましては、海上警備隊は総監部及び地方監部を以て組織いたしまして、総監部の内部組織、地方監部の名称、位置及びその内部組織等は運輸省令で定めることとなつております。かようにいたしまして、海上警備隊設置に関する法律は、第二十五條の二から三十七條まで、三十六カ條を加えてあるのであります。最後に、この法律の施行期日につきましては、附則第一項におきましても、昭和二十七年四月一日から施行すること、但し航空機に関する事項については、昭和二十七年四月一日又は和條約発効の日のいずれか後の日から適用するものという規定になつてあります。そして、この経費を予算によつて調べてみますと、およそ三十億円が計上されておるというこであります。

合委員会を開きまして、又地方行政委員会とは更に二回の連合委員会を開きまして審査を行いまして、更に内閣委員会といたしましては三回開会いたしました。慎重審議いたしました結果、只今申上げました施行期日に関する個所に所要の修正を加えまして、多数を以て本案を修正可決すべきものと認決いたしたのであります。

そこで、只今申上げましたことく、運輸委員会及び地方行政委員会との連合会、又は内閣委員会におきまして、種々本案の内容を検討いたしましたのでありまするが、主として問題となりましたのは、海上警備隊なるものの設置の目的及びその運用方法に関する点であります。なお海上警備隊を編成するためには、六千三十八名の職員の配置等であります。政府はこれに対しても、海上保安庁の創設以来四年間ににおける実績に鑑みまして、海難の救済、殊に天災等における災発的の且つ大規模な災害が生じた場合におきまして、海上の治安を確保するためには、海上保安庁の現在の船舶人員を以てしては到底満足なる救援の目的を達し得ないものであつて、海上保安庁の任務遂行のためには、どうしても警備救難の手配を強化する必要がある。講和條約発効と共に任務を遂行すべき水域が一段と拡大される点を考慮いたしますれば、なおこの面の応急の措置に意を用うる必要がある。そして海上警備隊

を新設するために六千三千八人の職員を要するということにつきましては、保安庁の持つておりまする船舶は、七百トン級が四隻、ペトロールのできる五十トン級の船舶が百五十隻しかない。一万マイルに亘る海岸線を警備するための一隻当たりの受持区域が七十海里に及んでおるというわけでありまして、先般の十勝沖の震災による海難発生の場合のごとき突發的な広範囲なる海難の救済は到底手の下しようがない状態である。その他、平常においても、密漁であるとか密貿易であるとか密入国などの取締においても事を欠いておる実情でありまするので、アメリカ政府に対しまして日本政府から船舶の貸與方を要請中であるというのを承りまして、千五百トン級の船舶十隻、二百五十トン級の船舶五十隻、これだけ貸與してくれることになつておるのであります。その千五百トン級の船舶は、大体において速力が十七ノット乃至十八ノット、三インチ砲を一門又は二門備えておるということであります。で、これら船舶を貸與を受けましても、直ちにこれを操縦するためには、或いは必ず乗組ませ、これを操縦するためには、どうしても六千三千八人が必要であるということになります。

ので、その結果六千三十九名を必要とするという説明がありました。もう一つここに大切な点は、この今度の改正によりまして、海上警備隊といふものが日本の兵力の再建の端緒となるではないかという点につきまして、委員諸君から熱心な質疑がおされたのであります。これに対しまして政府は、どこまでもこの警備隊の目的は、海上における人命、財産の保護、それから海上における治安の確保というものに、その目的の範囲内に行動するのであって、その以外には行動しないということを強く主張いたしたのであります。なおもう一つ、この案の審査の途中におきまして政府は警務予備隊令の一部を改正する等の法律案を国会に出しまして、そうして近く根本的機構の改革を考えておりますとして、總理府の外局といたしまして保安庁なるものを設置いたし、これに警務予備隊並びに海上保安庁に新設されるところの海上警備隊を統合いたして、治安機構の一元化を圖らんとする構想が現われて参つたのでありまするため、海上保安庁法の一部を改正する法律案もとの見通しを無視して審議を進めるわけに行かない情勢と相成つたのであります。で、運輸委員会及び地方行政委員会との連合会におきましても、保安機構の担当大臣であるところの大橋国務大臣の出席を求めまして十分その構想を聞き質しました。又近く保安官設置

に関する法案の国会提出を得たらずに本案の審議を進めることの可否についてもいろいろ意見が出たのであります。併しながら、近く政府から国会に提出することが予想されおりますところの總理府の外局としての保安庁設置に関する法律は、政府においてその美施期日を大体早くとも七月一日或いはその後となるものごとに予定しておりますが、一方、海上警備隊新設の問題は、警備隊員の募集並びに訓練に相当な日数を要する事情もありまするし、又他方アメリカ政府から貸與するところの船艦が近々到着するといふ關係もありまして、その間三カ月或いはそれ以上もこの法案を審議完了のままで置いておくということは困難なことであるという政府の説明があつたのであります。

であるから、それに対する修正案を提出せられたのであります。即ち附則第一項は「この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。但し、改正後の海上保安庁法第四條、第六條の二、第七條、第八條、第九條及び第三十二條の規定中航空機に関する事項に係るものは、昭和二十七年四月一日又は日本国との平和條約の最初の効力発生の日のいずれか後の日から施行するものとする。」とありまするのを、「この法律は、公布の日から施行する。但し、改正後の海上保安庁法第四條、第六條の二、第七條、第八條、第九條及び第三十二條の規定中航空機に関する事項に係るものは、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から適用するものとする。」に改めるといふ修正動議が提出たのであります。その理由につきましては、まさに四月一日はすでに経過いたしておりますから、当然の結果としてかような修正案が出たのであります。

のであるから、海上保安庁の各管区に船舶、人員を配分せしめることが適当であると考へる。然るに海上警備隊は二三の旧軍港に集中しておつて、旧海兵団のことを訓練を施し、緊急有事の際に出動せしめるというのであるが、これは戦力化させるという感を深くするものであつて、やはり憲法第九條の精神に反するものと思う。又近く保安庁設置の問題が提案せられるのであるから、治安機構の問題については、十分に国民に周知徹底させた上において、海上警備隊員の募集等はその後に行なつてもいいのではないかという意味を以て「本案には反対である」という意見を述べられたのであります。鈴木委員は自由党を代表いたしまして、補見委員の修正を加えての本案に賛成であるという意見を述べられ、これに對しまして更に成瀬委員は、三好委員、上條委員と同様に、憲法第九條に違反するという点を強調せられまして、その他この各項の法文について不備な点を述べられまして反対をせられたのであります。この反対の御意見は、三人の委員とも、いづれも海上警備隊の新設に対する反対が主であつたのであります。

と決定いたしました。次に修正個所を除く法案全部を探検に付しましたところ、多數を以て可決すべきものと議決いたしました次第であります。(拍手) ○議長(佐藤尚武君) 本案に対し討論の通告がございます。順次発言を許します。上條愛一君。

(上條愛一君登壇、拍手)

○上條愛一君 私は社会党第二控室を代表いたしまして、海上保安庁法の一  
部を改正する法律案の骨子をなす海上  
警備隊の設置に反対するものであります。  
今回の海上警備隊六千三十八人の増  
員は、現在の海上保索機構の拡充であ  
りて、従来の警備救難部の任務と同様  
とされておるのであります。ただ警備  
救難部は、常時バトロールして、人  
命、財産の保護と海上における保安と  
治安の任を果すに對しまして、新設せ  
け、緊急必必要な場合、例えば先般の  
十勝沖の震災のこととき大規模の災害  
や、重大なる海上秩序の擾乱等に際して  
てのみ出動するという差異があるので  
あります。而して海上警備隊設置の必  
要是、現在の海上保安庁は約一万三千  
人の人員と約五万トンの船舶を有す  
るのでありますが、以上を以てして  
は、四面海に囲まれる我が国といたし  
ましては、海上における人命、財産の安  
全を保護し、更に海上の治安を確立し

て、海上の秩序を保つような事態の予防鎮圧には不十分であるから、今回六千三十八人の人員を増加し、米国から一千五百トン級の船艦十隻、二百五十トン級五十隻を借り入れんとするのであります。而して運輸大臣の説明によりまするも、從来の海上保安庁の任務は、海難救助、密入國、密貿易、密漁業等の防止が主たるものであります。然りましても、從来の海上保安庁の任務は、保安管区の警備救助部に配置いたしまして、當時バトロールの任に当らしむることが適切であると信するのであります。例えば、普通の海難の場合において、又密貿易、密入國、密漁業等の発見の場合は、直ちにこれが対策処置を講ずることが緊要でありまして、一々遠方の旧軍港に駐在する海上警備隊の出動を求むるがことは不可能なることは明白であるのであります。ただ先般の十勝沖の震災のごときは稀に起る天災地変でありますて、かくのこときに際しましては、九つの海上保安管区の船舶を動員すれば可なりと信ずるものであります。然るに本案改正によると海上警備隊は、從来の海上保安庁の機構とは全く別個に設置しまして、六千人の人員と、米国から借り入の大砲二門を備える千五百トン級船艦十隻と、二百五十トン級五十隻は、これをこごとく横須賀を初め佐世保、舞鶴等の

旧軍港に集中配置して、平素は旧海兵團と同様の集団訓練のみを行わしめんとするものでありますて、これは明らかに戦力化の第一歩であつて、憲法第九條に抵触するものと断ぜざるを得ないであります。(拍手)これが私の本改正案に反対する第一の理由であります。

第二の理由は、海上保安庁は運輸省の外局であつて、又政府當局のしばしば説明するところによりますと、海上警備隊は東京警視庁の警備隊若しくは大阪警視庁の機動部隊のごとき構成なりとしておりまするのに、一方、政府は陸上の警察予備隊と海上警備隊とを合せて新たに保安庁を總理府に設置せんとしつつあるのでありますて、若し保安庁が設置せられるといたしますれば、明らかに自衛力の増強を目的とし、軍備を前提としましたものであるのでありますて、海上警備隊の戦力化の性格を更に裏付けるものであると言わざるを得ないのであります。のみならず、前述のことく、政府は今日海上警備隊についての機構と性格に関しましては未だ確固たる決定を見ておらないのであります。かくのごとき状態において本案を審議することは意義をなさないでありますて、我々は、海上警備隊についての政府の最終的決定を見た上に、これを検討審議することが当然なりと信ずるのであります。

○議長(佐藤尚武君) 三好始君、  
〔三好始君登壇、拍手〕  
○三好始君 私は改進党を代表しまして、海上保安庁法の一部を改正する法律案に対し反対の趣旨を明らかにいたします。  
民主主義の最小限度の保障は法を守ることでなければなりません。法を守り、法を無視して憚からぬ国家は、民主主義の最低水準にも達しないものであることは、何人といえども否定できない事実であります。私は只今上呈せられておる海上保安庁法の一部を改正する法律案が、國家の基本法であり且つ最高法規である憲法に抵触するものであるものであり、政府みずから手によつて法秩序混亂の温床を作らとしておる事實を警告しなければならないことを遺憾に思つております。  
(拍手) 本法律案の注目すべき点は、  
上保安庁に現在の警備救難部とは別に海上警備隊を新設せんとするところにあるのであります。が、海上警備隊性格が如何なるものであるかについて、村上運輸大臣と大橋国務大臣と間で答弁に重大な食い違いがあることを指摘せざるを得ません。これは政部内において、憲法との関係で如何この自衛問題について無理な辯護をせよよとしておるかの一端が現われ

運輸大臣は、「海上警備隊の性格は警察予備隊の性格とは全然異なり、東京警視庁の予備隊或いは大阪警視庁の機動隊に相当するものであつて、これが目下成案を急ぎつつある保安庁に統合されたのちには性格が変わるだらう」と述べておるのであります。これに對して大橋國務大臣は、「実質的にも形式的にも、警察予備隊と海上警備隊とは、いずれも國內治安を目的としてできておる点では同一のものであつて、この大きな目的が変わらない限り、保安庁ができておる海上警備隊の性格は変わらない」と明言いたしておるのであります。而して大橋國務大臣は、從来、本會議、委員会を通じてしばし、予備隊等は外敵侵入に際し、本来の目的ではないけれども、その實力を以て自衛行動をとることを肯定する旨を言明しておるのであります。ところが海上警備隊に關して村上運輸大臣並びに海上保安廳長官は、この点について言葉を濁し、或いは外交交渉に訴えるという表現を用いたりして、消極的に答弁をせられております。私はここに旧日本陸軍の主張論と海軍の自重論の再現を見たような感じがいたしたのであります。

いづれにいたしましても、政府の意図するところは、海上警備隊の新設によつて自衛力増強の一環を満さんとしえることは明らかであると言わなければなりません。私は個人的には村

上総輔大臣の善意を理解するにやさかではありませんが、現実的には、海上警備隊は台風とか十勝沖震災のような大規模な海難に際して機動的に出動するというよくななる言葉でカムフラージュしながら、なし崩し的に事実上の軍備を進めつつあると認めざるを得ないのであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり)かかる手段は政治的にも自衛力を保持することの是非の問題とは無関係であり、現行憲法の下においては断じて許されるものではありません。(「そうだ」と呼ぶ者あり)憲法第九條は、たとえ改正せらるべきものであつても、今日の段階においては断じて守らるべきものであります。それが民主主義の最小限度の要請であることは國頭において私が指摘した通りであります。(「破防法で縛れ」と呼ぶ者あり)今日においては、外國より実力強制を受けた場合、これに対して國家として自衛のための組織的な抵抗をすることは憲法上不可能であり、このような組織的抵抗力をを持つことは憲法改正を待つてのみ可能であります。現在までに明らかにされたところでは、政府は近代戦をなし得る能力が戦力であるとの戦力相対性の立場を主張して、憲法第九條違反を維持が本来の目的であつて、自衛の必要のある際にその戦力を利用されるのに過ぎないとの説明によつて違憲性を辯護し、予備隊や警察隊は國內治安の免がれ得るとの態度をとつて来られま

あることをここに明らかにしておくものであります。

私は、海上保安庁法の一部を改正する法律案は、細部に亘つて論及する以前にすでに根本問題として審議遠反性を呼びていて、これに反対することを主たる理由として、これに反対するものであります。

(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 成瀬幡治君。

(成瀬幡治君登壇、拍手)

○成瀬幡治君 私は日本社会党第四控室を代表いたしまして、只今議題となりました海上保安庁法の一部を改正する法律案に対しまして反対いたすものでございます。

本法案は一部改正となつておりますが、実は内容は実質的に一変されておるのであります。即ち、吉田内閣は今までたび々再軍備はしないと言明しておりますが、その半面、原爆を持つていなければ軍備ではないと言つてみたり、二千億ばかりの予算では軍隊はできないとか、憲法第九條は自衛戦力を否定していないと説明してみて、又これを既して取消してみたりしておるのであります。実は再軍備はしたい、併し憲法はこれを認めていない、憲法改正、再軍備と打ち出せば、平和を愛好するところの国民の総反撃を受けることは必然であるという「おたまじやくしは蛙でない」式の論法を以て国民の目をごまかしつつ既成事実

を作り上げて、以てその目的を達成しようと意図しているのであります。何となれば、今回の改正におきましては、たとえアメリカから船舶千五百トンが十隻、二百五十トンが五十隻の貨物があつたからといって、ピストルを大砲に替へ、基地を商港から旧軍港に移し、隊員を新たに特別職として六千三十八名を増加することは、明らかに再軍備への第一歩であり、憲法第九條に違反するものであり、反対する第一の理由であります。

次に法文についてでありますと、海上保安庁が今までにたび々々汚職事件を出したことは周知の通りであります。これが防止に当つての機関の監査を今まで通り五名で、經理補給部の一部門としていることは、購入、支拂、監査をただ一人で行うのに等しいことでありまして、数百億の予算を費すこの国民の血税に対しても何と考えているのか了解に苦しむ点であります。次に第二十五條の二十一は居住制限をしておるのであります。その運営如何によつては兵營を再現することになる臺灣があるのであります。又第二十五條の二十には、「隊員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。隊員は、法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。その職を

退いた後も同様とする。」とあり、これに関連して二十五條の三十五に「左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一、第二十五條の二十の規定に違反して、秘密を漏らした者」と、こうあるのであります。問題は「証人、鑑定人等」という字句であります。仮に隊員が退職後講師などとなりまして、たまたま秘密事項に言及したからといって罰則規定の適用を受けたり、或いは国会の委員会などに証人として聴聞され、証言したことで罰せられては、大変なことになります。罰則規定のあるものと最もあいまいな「等」という字句で表現していることは、如何にこの法案が馬鹿げたものであるかを端的に表現しているものと言えるのであります。

以上立案の趣旨は、何と政府が強弁しようと、それは再軍備への第一歩であり、憲法違反である点、法文の内容が不備であり、拡大解釈、運用如何によつては危険極まりないものとの二点から反対するものであります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。





る軍人で現に服役中のものをい

う。

4

この法律において「軍属」とは、

合衆国の国籍を有する文民で合衆

国軍隊に雇用され、これに勤務

し、又はこれに随伴するもの(通

常日本国に在する者並びに通常

合衆国に居住する個人及びその者

又は合衆国の法律に基いて設立さ

れ、若しくは組織された法人の被

用者で合衆国軍隊のための合衆国

政府との契約の履行のみを目的と

して日本国にあるものを除く)を

いう。

5

この法律において「家族」とは、

配偶者及び二十一歳未満の子並びに

父母及び二十一歳以上の子でその

生計費の十分の五以上を合衆国軍

隊の構成員又は軍属が負担するも

のをいう。

6

この法律において「合衆国軍隊

の使用する施設及び区域」とは、

ために合衆国軍隊が使用すること

に日本国が同意した施設及び区域

をいう。

7

この法律において「軍人用販売

機関等」とは、合衆国軍隊が公認

し、且つ、規制する海軍販売所、

ブ、劇場、新聞発行所その他の合

衆国の歳出外資金により合衆国軍

隊の使用する施設及び区域内に設

置された諸機関で、合衆国軍隊の

構成員及び軍属並びにこれらの者

の家族の利用に供せられるものを

いう。

(所得税法の特例)

第三條 左に掲げる所得について

は、所得税を課さない。

一 合衆国軍隊の構成員、軍属又

はこれらの者の家族が、合衆国軍

隊における勤務又は合衆国軍

隊若しくは軍人用販売機関等に

による雇用に因り受けける所得

二 合衆国軍隊の構成員、軍属又

はこれらの者の家族が、これら

の者として一時に日本国に滞

在するためのみ日本国におい

て有する資産(不動産及び不動産

の上に存する権利、投資のため又

は他の事業を行うために有する

資産並びに前号に規定する資産

を含まない。)を、他の個人契約

契約者又は法人契約者から当該

建設等契約(合衆国において締

結されたものに限る。)に係る建

設、維持又は運営の業務に従事

することに因る対価として受け

る所得

五 個人契約者が、その締結した

建設等契約に係る建設、維持又

は運営のみの用に供するため日

本国において有する資産を使用

又は保存に因る減もう等に因り

減価するもの(家屋を除く。)を、

法人契約者又は他の個人契約者

に対し、当該法人契約者又は個人

契約者の締結した建設等契約

に係る建設、維持又は運営の事

業の用に供するため譲渡し、贈

與し、又は遺贈に因る所得である

旨の証明がされたもの

六 個人契約者又はその者若しく

は運営の事業から生ずる所得

七 軍人用販売機関等が合衆国軍

隊の構成員、軍属若しくはこれ

らの者の家族又は個人契約者

法人契約者若しくは個人契約者

若しくは法人契約者の被用者に

対してなす商品の販売又は役務

の提供から生ずる所得

八 条款 左に掲げる所得については、

法人税を課さない。

一 法人契約者の締結した建設等

契約(合衆国において締結され

たものに限る。)に係る建設、維

持又は運営の事業から生ずる所

得

二 法人契約者が、その締結した

建設等契約に係る建設、維持又

は運営の事業のみの用に供する

ため日本において有する資産

で使用又は保存に因る減もう等

に因り減価するもの(家屋を除

く。)を、個人契約者又は他の法

人契約者に対し、当該個人契約

者又は他の法人契約者の締結し

た建設等契約に係る建設、維持

又は運営の事業の用に供するた

め譲渡した場合における当該譲

渡に因り生ずる所得で、合衆國

軍隊の権限ある官憲により当該

</



日本国とアメリカ合衆国との間の  
安全保障条約第三條に基く行政協議  
の実施に伴う関税法等の臨時特  
例に関する法律案  
右の内閣提案は本院においてこれ  
を可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

衆議院議長 林讓治  
參議院議長佐藤尙武殿

日本国とアメリカ合衆国との間の  
安全保障條約第三條に基く行政協議  
定の実施に伴う関税法等の臨時規  
例に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の  
安全保障條約第三條に基く行  
政協定の実施に伴う関税法等の  
臨時特例に関する法律

第一條 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の通商貿易を促進する目的で制定する。

リカ合衆国との間の安全保障修訂第三條に基く行政協定を実施するため、関税法(明治三十二年法律第六十一号)、関税完率法(明治四年法律第五十四号)、關稅法(明

法(昭和十五年法律第三十五号)、  
砂糖消費稅法(明治三十四年法律第十三号)、  
物品稅法(昭和十五年法律第四十号)、  
骨牌稅法(明治十五年法律第四十四号)及び揮翠  
油稅法(昭和二十四年法律第十四号)の特例を設ける」とを曰  
的とする。

**第二條** この法律において「合衆国」とは、アメリカ合衆国をいう。

昭和二十七年四月二十三日 参議院会議録第三十一号

日本国とアメリカ  
の法律案外五件

2 この法律において「合衆国軍隊」とは、日本國とアメリカ合衆國との間の安全保険條約（以下「條約」という。）に基き日本國の領域及びその附近に配備される合衆國の陸軍、海軍又は空軍をいう。

3 この法律において「合衆國軍隊の構成員」とは合衆國軍隊に屬する軍人で現に服役中のものをいう。

4 この法律において「軍属」とは、合衆國の国籍を有する文民で合衆國軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するもの（通常常日本国に在留する者並びに通常合衆国に居住する個人及びその者又は合衆国の法律に基いて設立され、若しくは組織された法人の使用者で合衆國軍隊のための合衆國政府との契約の履行のみを目的として日本国にあるものを除く。）をいう。

5 この法律において「家族」とは、合衆國軍隊の構成員又は軍属の配偶者及び二十一才未満の子並びに父母及び二十一才以上の子でその生計費の十分の五以上を合衆國軍隊の構成員又は軍属が負担するものをいふ。

6 この法律において「軍人用販売機関等」とは、合衆國軍隊が公認し、且つ、規則する海軍販売所、ビーチクス、食堂、社交クラブ、劇場、新聞発行所その他の合衆國の歳出外資金により合衆國軍隊の使用する施設及び区域内に設置された諸機關で、合衆國軍隊の構成員及び軍属並びにこれらの者の家族の利用に供せられるものをいう。

7 この法律において「契約者等」とは、通常合衆国に居住する個人で、條約第一條に掲げる目的の遂行のために合衆國軍隊が使用することに日本国が同意した施設及び区域の建設、維持又は運営（軍人用販売機関等の建設、維持又は運営を除く。以下同じ。）に關して合衆國政府と締結した契約に基き日本において当該契約に係る建設、維持又は運営のみの事業をなすもの及び通常合衆国に居住する個人のうち、当該事業のためにのみに被用されている者で当該事業に従事するためには日本国にあらるもの。）をいう。

第三條 合衆國政府が所有し、又は全部用船契約により用船している船舶で、合衆国により、合衆國のためには合衆國の管理の下に、公の目的をもつて運航されているもの（以下「公用船」という。）については、とん税を免稅する。但し、当該船舶が第六條の規定の適用を受けない物品を積載しているときは、当該物品の重量が空積積載する物品の重量に対して有する割合を順税率第一條第一項本文の規定により算出した当該船舶のとん税を徴収する。（とん税の免除手続）

第四條 前條の規定によりとん税の免除を受けようとする公用船の船長は、政令で定める手続により、当該船舶が公用船である旨を税關に証明しなければならない。（出入港手続の免除）

有し、若しくは借り上げてゐる航空機で、合衆国により、合衆国のために若しくは合衆国の管理の下に、公の目的をもつて運航されているもの（以下「公用機」という。）には、関税法第十條、第十一條、第十三條、第十四條、第十六條、第十七條及び第十九條から第二十二條までの規定は、適用しない。但し、同法第十條第一項に規定する入港届、積荷目録及び旅客氏名表、同條第二項に規定する入港申告書（積荷目録及び旅客氏名表を総括したもので足る。）並びに同法第十三條に規定する出港届及び出港申告書は、提出しなければならない。

2 前項但書の場合において、当該公用船又は公用機が第九條の規定による税關の検査を免除される物品又は旅客を積載しているときは、前項但書に規定する積荷目録又は旅客氏名表にその積載している旨を記載すれば足る。

3 合衆国の安全を保持するためその他これに類する事由により、第一項但書及び関税法第十八條の規定により難いときは、これらの規定は、適用しない。

（関税の免除）

第六條 左に掲げる物品については、関税を免除する。

一 合衆國軍隊又は合衆國軍隊の公認調達機関が合衆國軍隊の八用に供するため輸入する物で、当該軍隊又は機関が合衆國

軍隊の公用に供するため輸入する物品であることにつき合衆國軍隊の権限ある官憲による証明のされたもの

二 軍人用販売機関等が合衆国軍隊の構成員、軍属若しくはこれらの者の家族又は契約者等の用に供するため輸入する物品で、当該機関がこれらの者の用に供するため輸入する物品であることにつき合衆国軍隊の権限ある官憲による証明のされたもの

三 合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関及び軍人用販売機関等以外の者が、合衆国軍隊の専用に供するため又は合衆国軍隊が使用する施設若しくは物品に附合、混和若しくは加工するために輸入する物品で、当該物品がこれら的目的のために輸入する物品であることにつき合衆国軍隊の権限ある官憲による証明のされたもの

四 合衆国軍隊の構成員、軍属若しくはこれらの者の家族又は契約者等の引越荷物及び携帯品

五 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属が自己若しくはその家族の私用に供するため又は契約者等が自己的私用に供するため輸入する自動車（自動自転車を含む）及びその部品

六 合衆国軍隊の構成員、軍属若しくはこれらの者の家族又は契約者等の私用に供するために合衆国軍事郵便局を通じて日本国内に郵送される通常且つ相当量の衣類及び家庭用品







約に基き駐留するアメリカ合衆国軍隊」に改める。

附  
則

この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の効力発生の日から施行する。

〔平沼彌太郎君答頃、拍手〕  
○平沼彌太郎君 只今上程されまし  
日本國とアメリカ合衆國との間の安政  
保障條約第三條に基く行政協定の実施  
に伴う所得稅法等の臨時特例に関する  
法律案はか五法案の大藏委員会におは  
る審議の経過並びに結果を御報告申し  
げます。

次に、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律案は、アメリカ合衆国に日本国有の財産の無償使用を許すと共に、その用途又は目的を妨げない限度において他の者にその使用权又は収益を許し、又その返還に当たり原状回復又はこれに代る補償を請求しないこととする等の措置を講じようとするものであります。

次に、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う國稅犯則取締法等の臨時例外に関する法律案は、國稅犯則取締法、關稅法等により、アメリカ合衆國軍隊の使用する施設及び区域内において臨檢、捜索又は差押を行ふ場合は、合衆国軍隊の権限ある者の承認を受けるか、又はこれに嘱託して行うことをとしよろとします。

次に、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴うたばこ專売法等の臨時特例に関する法律案は、アメリカ合衆国軍隊、軍人用販売機關、軍人、軍属、その家族等が、製造たばこ、製造たばこ用巻紙又は塩を、専賣公社の委託又は許可を受けないで輸入できることとすると共に、その相互の間でこれらとのものを譲り渡し又は譲り受けれることができることとしよろとするものであります。

次に、特別調達資金設置令の一部を改正する法律案は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約の締結に伴い、特別調達資金を同條約に基いて駐留するアメリカ合衆国軍隊の需要に応ずるための物及び役務の調達に要する

要の改正をしようとするものであります。質疑を終了して六法案を一括して討論に入りましたところ、木内委員から、「内外の情勢」、安東保障條約によつて外国軍隊の駐留を認めなければならぬことなどは止むを得ないことで、甚だ遺憾ではあるが、外國軍隊の駐留が一日も速かに終止して、かかるごとき法律の必要のないようないことを期待すると同時に、政府において実施の状況を見て、できるだけ具体的に検討すると、安全保障條約及び行政協定の日本経済に及ぼす影響が如何に重大であるかがわかり、絶対的頭からだけ見ても経済が独立したと言えるかどうか疑われる。特に三點指摘して反対せざるを得ない。その第一は、これらの法案は国際慣例になつて制定したというが、北大西洋條約無償使用・国税犯則取締法、米比協定等の特例を認める結果、日本の主性は確保できない。その第三は、所得税、關稅等の免除、国有の財産運用せられる場合、特に直接調達方を中心として運営せられる場合、日経は駐留軍経済の從属的立場に置かれて自主性がなくなる。以上の三理由から反対する」との意見が述べられ

小林貢が、一ノ瀬正義によつて「日本は、このままでは、内政の独立を保つことは不可能だ。」と指摘され、その意見が採用された。この結果、日本は、内政の独立を保つことができた。しかし、一方で、日本は、外政の独立を失った。日本は、内政の独立を保つことができたが、外政の独立を失った。日本は、内政の独立を保つことができたが、外政の独立を失った。

述べます。これらの法律案は、そうに、安全保障條約と行進の規範であります。我々は全保障條約の批准に当つて、求められた際に、これを講和條約といふ見せ立て、不用意に飛びついで、独立を達成し、その安全条約の締結を要求しているから、戦争の渦中に巻き度原爆の洗礼を受けなければ、ようなことになるかも知れない第1回が即ち起るかも知れない第2回は拡大するかも知れない第3回に日本の個人的資源を動員する安全保障條約を締結するのであって、講和條約は能であるとして、あらゆる中東が乗り越えてこれに反対するあります。(「済んだ、それ呼ぶ者あり)又、行政協定も実際によくこれによつて連側を刺激して、対抗的連側太等に軍事基地を設けること集中することになる結果なんで米ソの対立が一層尖東の一角に一触即発の状況であるらしく、又、中国インドネシア、ビルマから、日本がアメリカで再び侵略して来るのをう猜疑心を起させ、日本化する虞れがあること、つ国内的には憲法の規定の審議を経るべきである

の名が示すよ  
平和條約と安  
定に従つて国会  
はアメリカが  
を保障するど  
ものであつ  
なら、日本の  
を安全保障機  
械込まれ、再  
ればならない  
れないから、  
三次大戦或い  
極東の極地戰  
する必要から  
ことが主目的  
たるものであ  
る。報告を受け  
日本は永くア  
になり、一方ソ  
シや妨害、懲性  
として來たので  
ために北鮮、満州、  
、厖大な兵力を  
木、日本海を挾  
大銳化して、極  
危險地帯を生じ  
カの手先となつ  
やフイリピン、  
等のアジア各國  
して反対し、且  
定に主張したの

よつて六法案を一括して採決の結果、多數を以て原案通り可決すべきと決定いたした次第であります。右御報告申上げます。(拍手)

連側を刺激して、対抗的に北鮮、満州、韓國等に軍事基地を設け、厖大な兵力を集中することになる結果、日本海を挟んで米ソの対立が一層尖銳化して、極東の一角に一触即発の危險地帯を生じるであろうし、又、中国やフィリピン、インドネシア、ビルマ等のアジア各國からは、日本がアメリカの手先となつて再び侵略して来るのではないかとい

代表いたしまして、只今議題となりました日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定実施に伴う關稅法等の臨時特例に關する

であります。我々はこういう見解と主張が正しいことを確信し、その立場をなす事も改める必要を認めないと、ころが、今後、より積極的に平和條約の修正と安全保障條約の廢棄の圖いを推進して参る決意を固めておるのであります。まして、この両條約締結の結果、立法を余儀なくせられるこれらの法案に反対する次第であります。これら諸法案はいざれも税法的には国家内に國家を認めるもので、自主権喪失法案であると言ひ得ると思ひます。

先ず関税法等の臨時特例に関する法律案を見ますに、合衆国の軍隊、軍人、軍属及びそれらの家族、請負業者やP.X等の軍人用販売機關が輸入しますところの一切の物品、引越荷物、携帶品、自動車についてとん税も關税も免除し、且つこれらの物品に対するところの内国消費税を一切免除しようとするものであります。最も極端なのは、軍人軍属は申すに及ばず、その家族や請負業者が私用に供する自動車までも免税することになります。衣類及び家庭用品については勿論「通常且つ相当量」という立法上の制限を設けてあります。但し、この運用は極めて困難であるために、実際的にはすべて免税されることになつてしまふと思うのであります。勿論その他の物品についても、證明手続等、一応立法上体裁は整えられておりますけれども、一國の軍隊は、過去のいづれの実績でも明らかにこれを物語つておるのであります。從

つて、独立後もアメリカから各種の物品が関税特權によって日本に輸入され、それが横流しされて、日本經濟を壊乱する事は明らかであります。(「その通りだ」と呼ぶ者あり)これが終戦直後のように物資が不足しておるときには、一廈潤滑油的な役割を果すかも知れません。これども、今では国内においても差干生産過剩の氣味であるために、その影響は深刻なるものがあると思います。こうした横流れについては、譲り受けの制限規定を設けてありますけれども、次の制限という段になりますと、いわゆる属人主義によつて裁判が行われますので、結局罰せられますのは日本人のみであるという結果になるのではないかと思うのであります。

次に、所得税法等の臨時特別に関する法律案は、合衆国の軍人、軍属、その家族、それから請負人、軍人用の販売機関に対しまして、所得税も、法人税も、相続税も、富裕税も免除しまして、なお軍隊に対しては通行税、軍隊及び軍人用販売機関に対する印紙税、公認調達機関や請負者が日本で調達する物品に対しましては物品税、揮発油税等をそれべて免除しようとするものであります。これは今後何年続くか、又幾人に對して供與されるかわからぬ、無期限、無制限に亘る租税上の治外法権設定でありまして、思えども實に高価な代償を拂つた講和條約であるという感を深くするのであります。(拍手)

苛斂誅求に悩んでおりまする国民の批判がこの治外法権的法律に集中されるでありますようことは申すまでもないのです。(「ノーケー」と呼ぶ者あり)それがやがて猛然たる民族の

主義運動に發展いたしまして、吉田内閣の屋台骨を搔がさずにおかないでいらっしゃることを、我々はここに断言し得ると思ふのであります。(拍手)

次に、たゞ二專売法等の臨時特例に関する法律案でありますけれども、これは合衆国の軍隊やP-X等の軍人用販売機関が無税でたゞこ及び塙を輸入することを認め、且つ專売法の規定にかかわらず、これらの物品を合衆国の人、軍属、その家族、請負業者が軍人や軍属、その家族、請負業者等に自由に配給、販売させようとするところがこの法律の眼目であります。又文部省は極めて容易に入手できるのであります。これらは大抵占領軍關係者の非合法的横流しによるものであります。その類は専売公社の聲明によつても四十億に達すると推定されていますが、私はそれ以上に上ののではないのかと申うのであります。特に殘念なことは、国会議員や公務員までが平然として泽モクをくゆらしている姿をとき。(目立つて、独立後も合衆国軍隊にこゝにした専売法上の特權を供與することによつて、一層甚だしくなるのではないかと憂慮するものであります。

次に國稅犯則取締法等の臨時特例に関する法律案についてであります。が、本

法案は国税犯則事件又は関税法、釐專賣法、アルコール專賣法、噸稅法、税倉庫法及び地方稅法等の違反事件があつたと認められる場合、施設及び城内の臨檢、捜索又は差押は合衆國軍の承認を受けて行うか、又は合衆國軍官吏又は稅關吏がこれを行うことが隊に委嘱して行うことにして、そのときの軍人、軍属、その家族の身体、財産は合衆國軍隊の財産については、收官吏又は稅關吏がこれを行ふことが規定しようとしているのです。併しながらアメリカ人の日本人に対する人種的偏見は極めて根強ものがあることは、あの埴原大使当時に移民法以来、我々が幾たびか苦杯をなめて来たところであります。それが競勝国と戦敗国の関係において、六ヵ月間の長きに亘つて占領軍として君臨して來た軍隊に、果して本法律が完全に運用されるかどうかということを本当に危惧せざるを得ないのであります。(拍手)委員会の答弁におきまして、崎国務大臣は相互信頼を、それから池田大蔵大臣は独立自尊を強調されましたが、アメリカの世界政策の前に完全に屈服して、向米一辺倒に日本民族の使命をかけようとしている現政府は、法案を單なる国民に対する偽裝とすれ過ぎないのではないかと疑うのは、我々のみではないと思うのであります。「然りく」「辟みく」と呼ぶ者あり)

章保が区で、非常事態が発生したとして、合意は、政府が合衆国政府の要求に応じて、どしどしことて行うことになるのであります。岡崎國務大臣は、この点に関して、「合意によることになつてはいるから、日本として都合の悪いものは合意しなければよい」と言つておりますけれども、軍の作戦といふことは政治に優先することになりがちなものでありまして、特に大国が小国に対しても、それが一層露骨に現われて来るものであります。恐らく合衆国軍隊からは、作戦上の必要に応じて、至上命令的に要求されることになつて、政府は合意せざるを得ないことになると思うのであります。今後、民有又は公有の土地建物についても、要求があり合意した場合は倍上げ、買収又は強制收用等の処置が講ぜられて、国有財産としてそれが提供されることになるのであります。本法案には、史蹟であるとか、或いは文化財である重要建造物、天然記念物についての除外規定がございませんので、場合によつてはこれらも含めて提供される場合もあり得るのであります。米比協定では、墓地であるとか歴史的建造物については、斐リピン人の権利を留保しているのであります。岡崎國務大臣は、これについて「合意しなければよい」と言わされましたけれども、岡崎君のような立派な外務大臣がこの法律実施期間中在任されたわけでもありませんので、法律に史蹟、文化財、天然記念物等を除外する規定くらいは設ける自主性が欲しかつたと思うのであります。「そうだから」と呼ぶ者あり最後に重要な点は、第三條の原状回復権の放棄であります。これは、政府が合衆国政府の要求に応じて、どしどしことて行うことになるのであります。

衆国軍隊が戦略的な撤退を行ふ場合、敵に利用させないために施設及び区域をみずから手で爆破することがあります。岡崎國務大臣は、「そんなことがないようになります。岡崎國務大臣は、見ろ、朝鮮を」と呼ぶ者あり)そした場合に生じた損害でも請求しないことになつてします。岡崎國務大臣は、保障條約の目的であるから、そういうことが起つたとしても別途に考慮するよりいたし方がないんだ。」こう極めて樂觀的且つ独善的な「何で仕方がないのだ」と呼ぶ者あり)見解を表明いたしておられます。我々はこの点を最も重視するのであつて、遠くはバターン半島、近くは朝鮮の例に鑑みまして、是非とも非爆破の、爆破しないという保障を要求し、万一爆破された場合には正當な補償を請求する権利を留保すべきであると思ひます。(「当然だ！」と呼ぶ者あり)

の調達は、米国側の直接調達といふ線が強く打ち出されており、予備作業班の交渉過程から見ましても、今後労務費を除いては合衆国軍隊による物資、役務、工事の直接調達といふ態度が示されています。で、駐留軍の経費は、防衛分担金として日本が負担する六百五十一億円のうちから、土地、建物の借上料九十二億を差引いた五百五十八億円、即ち一億五千五百万ドルを「どんぶり」予算として米国側にそつくり渡した金と、米国側が負担する一億八千万ドルで、これを合計しますと三千三百億円になります。そのほかに予想されます特需千数百億を加えますると、総合計額が約三千億に達する膨大な金額になりますのであります。これは二十七七年度の一般会計歳入歳出総額の三五%になる巨額なものでありますし、これが米国側の独自の構想で日本で使用されるといつたしましたならば、底の浅い我が國の経済の実情から見て、これがために物資の不足を来たし、国民生活を圧迫しますし、或いは生産を阻害する結果を招来するのではないかと思うのであります。で、軍隊の地位に関する北大西洋条約当事国間の協定を見ると、受入国の政府機関を通ずる間接調達方式を探しているのであります。我々もこういいう見地から、せめて間接調達方式ぐらいいは岡崎君主張すべきであつたと思ふのであります。

私はかかる観点に立ちましてこの六案に反対する次第なのでござります。(拍手)  
○謹長(佐藤尚武君) これにて討論の結果を通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。  
これより六案の採決をいたします。  
六案全部を問題に供します。六案に賛成の諸君の起立を求めます。  
(賛成者起立)  
○謹長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。  
す。よつて六案は可決せられました。  
第十四までの請願及び日程第十五より第十七までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。  
「異議なし」と呼ぶ者あり  
○謹長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。  
建設委員長廣瀬與兵衛君。

上村長 竹内築三郎外一名提出  
東京都京橋商業高等学校接收校舍返還に關する請願  
第五三九号 東京都豊島区長崎  
一ノ一六 滝川祐治外七千四百名提出  
東京都月島第三小学校接收校舍返還に關する請願  
第五四〇号 東京都中央区新御島東町一ノ二 安藤議三外三  
千二百名提出  
右三件の請願は内閣に添付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。  
昭和二十七年三月十五日  
建設委員長 建設委員長 代理理事 小川 久義  
参議院議長佐藤尚武殿  
意見書案  
米海軍接收に伴う補償の請願（第五三五号）  
請願者 長崎県東彼杵郡江上村長 竹内繁三郎外一名  
右の請願は、この度占領軍火薬庫地帶として米軍より使用または使用予定に指定せられた、本村安久ノ浦牛ノ浦両地区旧軍用地約六十万坪は一度農地として移管せられ完全に個人所有に属するものであるが、今回再接收されるとして、世界情勢の現状より戰略上やむを得ない措置は考えられるが、担当調達官より示された現行補償制度は、住家、生業を失い土地を追われる者にとつて全くか酷なものであるから、（一）行政協定により処理すること、（二）全面買收とすること、（三）算定基礎は時価によること、（四）一般補償率の標準を拡大せらるること等地元細民の窮状を充分考慮の上処置せられたいと想ふのであるが、參議院は、願意の太体の趣旨であつて參議院は、願意の太体

は妥当なものなりと思う。よつて内閣は銳意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年月日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣總理大臣吉田茂蔵

意見書案

東京都立京橋商業高等学校接收校舎返還に関する請願(第五三九号)

請願者 東京都豊島区長崎二ノ一六 滝川祐治外七千四百名

右の請願は、東京都立京橋商業高等学校は昭和二十年九月連合軍によつて接收されて以来中央区銀座西五丁四の泰明小学校の一部を借り受けあらゆる不便を忍び教育活動を続けてゐるが教育効果ははなはだしく削減される状態にあるから、すみやかに同校校舎の接收が解除されるよう特別の措置を図られたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は銳意これが実現に努力せられたい。これに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十七年月日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣總理大臣吉田茂蔵

意見書案

東京都立第三小学校接收校舎返還に関する請願(第五四〇号)

請願者 東京都中央区新佃島東町一ノ二 安藤儀三外三千二百名

右の請願は、東京都立第三小学校に同居し、あらゆる不便と支障を忍んで今日に及んでいるからこの度の講和の実現と日本米安全保障条約に基く行政が行われるに當り、義務教育の重要性にかん

建設委員会請願特別報告第二号  
米海軍接收に伴う補償の請願  
第五三五号 長崎県東彼杵郡江

建設委員長 小川  
代理理事 参議院議長佐藤尙武

右の通り審査決定した。よつて報生  
する。

第五三九号 東京都東橋商業学校接收校舎返還に関する件

一議院の会議に付するを要するもの。

建設委員會請願審查報告書第一

○議長(佐藤尚武君) 日程第十二よれ  
第十四までの諸願及び日程第十五よれ  
第十七までの陳情を一括して議題とす  
る」とに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないとの記  
めます。先づ委員長の報告を求めるま  
す。建設委員長廣瀬與兵衛君。

○議長(佐藤尚武君)過半数と認めます。よつて六案は可決せられました。

六案全部を問題に供します。六案に楚成の諸君の起立を求めます。

通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

私はかかる觀点に立ちましてこの一  
法案に反対する次第なのでござい  
ます。(拍手)

上村長 竹内築三郎外一名提  
出

は妥当なものなりと思う。よつて内閣は銳意これが実現に努力せられた

卷之三

卷之三





昭和二十七年四月二十三日 参議院会議録第三十二号

き船舶の指定、異議の申立、整理  
船舶についての許可の禁止、補助  
金の交付等整理手続基準等を定め  
ているが、委員会としては整理す  
べきものとして指定された船舶の  
所有者又はその船舶を使用して小  
型機船底びき網漁業を営んできた  
者に対する他種漁業への転用又は  
他産業への転換に必要な補助金特  
に失業する漁船船員等の従事者の  
救済に対し財政的にも特別の考慮  
を拂い対策に万全を圖るべきこと  
の要望があつたが、刻下の水産資  
源の枯渇を防止し、沿岸漁場にお  
ける秩序確立のためには止むを得  
ない措置と認める。

## 一、委員会の決定の理由 要領書

本法律案は、日本製鉄株式会社廃止法の施行後的情勢の変化に鑑み、八幡製鐵株式会社及び富士製鐵株式会社の社債等に対する一般

担保の制度に関する同法附則の規定を改正し、財团組成のための猶予期間を延長しようとするもので概ね妥当な措置と認める。

関が輸通した輸出資金の回収未済及び輸出貨物の広告費用の回収未済を保護する新規の制度を設ける必要がある認められるが、本改正法は事態に則した妥当な措置である。

二、事件の利害得失  
外務公務員の職階、任免、保障等をその職務に相応のものとし、外交領事事務を民主的且つ能率的に促進する利益がある。

三、費用別に費用を要しない。

審査報告書

新たに入学する兒童に対する教科書用図書の給與に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきもの

審査報告書  
屋外広告物法の一部を改正する法律  
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月二十八日

建設委員長 廣瀬與兵衛  
参議院議長佐藤尚武殿

多數意見者署名

二、事件の利害得失  
この事件は、利害得失の観点から見ると、漁業者側に大きな被害が発生した。漁業者は、船底の錆による船体腐食で、修理費や運航コストが増加する一方で、漁獲量が減少する。また、漁業者の収入も減少する。一方で、漁業者側には、修理費用を負担する形で、修理費用が発生する。

る船網の隻数を整理することによ  
り水産資源の枯渇を防止し、沿岸  
漁場の秩序を確立する利益があ  
る。

別段費用を要しない。  
審査報告書  
輸出信用保険法の一部を改正する  
法律案  
右全会一致をもつて可決すべきもの  
と議決した。よつて多數意見者の署名  
を附し、要領書を添えて、報告する。  
昭和二十七年三月二十八日  
通商産業委員長 竹中 七郎  
参議院議長佐藤尚武殿

外務公報員法案  
審査報告書  
右多數をもつて可決すべきものと議  
決した。よつて多數意見者の署名を附  
し、要領書を添えて、報告する。  
昭和二十七年三月二十九日  
外務委員長 有馬 英二  
參議院議長 佐藤尚武殿  
多數意見者署名  
大隈 信幸 伊達源一郎  
野田 俊作 國 伊能

多數意見者署名	黒川 武雄	白波瀬米吉
	加納 金助	木村 守江
	相馬 助治	川村 松助
	木内キヤウ	岩間 正男
要領書	荒木正三郎	高橋 道男
委員会の決定の理由	昭和二十七年度以降に新たに 國、公、私立の小学校、盲学校 らう学校及び養護学校に入校す	

鶴川 宗敬 石川 榮一  
深水 六郎 島津 忠彦

要領書

### 一、委員会の決定の理由

本改正法案は、違反広告物の監視任者が明かでない場合においても、法律上、違反広告物の除去その他措置の履行を確保し、且つ、都道府県知事の管掌する事務の一部を市町村長に委任できることとするものであり、なお、建築

昭和二十七年三月二十八日  
通商産業委員長 竹中 七郎  
参議院議長佐藤尚武殿  
多數意見者署名

栗山 良夫 中川 小松 以良 正雄  
高瀬 境野 雄三 清  
山川 良太郎 莊太郎 島西田 松平 隆男  
古池 信三 勇雄 清治

徳川 輝貞 平林 太一  
要領書

児童に対し、国が教科用図書を販賣することとは義務教育無償の原則の第一歩を踏み出すことであり、より広範囲にわたる理想の実現一環として妥当な措置と認めた。

山本	米治	中川	以良
島	清	小松	正雄
西田	隆男	塙野	清雄
古池	信三	高瀬莊太郎	
松平	勇雄		
栗山			
良夫			
山川			
良一			

## 一、委員会決定の理由 要領書

る國家公務員と異り、國際的、外的性質を必要とするのに鑑み、その特殊性を加味した身分關係法規であり、本法の制定はわが国外交の再開に臨み妥当な措置である。

二、利害得失  
すべての入学児童に対し、『語、算數の教科用図書を恒久的  
給與することができる。

本法の施行により法律の円滑な運用と事務の簡素化を図り得る利益がある。

## 審査報告書

連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月二十八日

建設委員長 廣瀬與兵衛

參議院議長 佐藤尚武殿  
多数意見者署名

東 久義 田中 一  
小川 定藏 赤木 正雄  
深水 六郎 島津 忠彦  
徳川 宗敏 松浦 定義

要領書

## 一、委員会の決定の理由

連合国軍人等住宅公社は、昭和二十五年一月二十七日付の總司令部覚書第一、〇七六号に基いて、

連合国軍人等に住宅を建設し賃貸することを目的として設置され、

二、〇三戸の建設を完了したの

であるが、二十六年五月五日付の

總司令部覚書第二、一五一号によ

つて、これらの住宅は調達要求書

に基いて提供されることになり、

その賃料は終戦処理費から支出

し住宅公社の収入として計上さ

れ、公社は單なる中間機関となつ

てその存在意義がなくなつていた

ものである。

本法案は連合国軍人等住宅公社法を廃止するとともに、公社を解散し、廃止に伴う経過措置を規定せんとするものであつて、時宜に適した立法と認める。

二、事件の利害得失  
本法の施行により事務の簡素

化、経費の節約を図り得る利益があ

る。

本法の施行に伴い、特に費用を要しない。

## 三、費用

租税特別措置法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月二十八日

大蔵委員長 平沼彌太郎

參議院議長 佐藤尚武殿  
多数意見者署名

野瀬 勝 小宮山常吉  
下條 恭兵 伊藤 保平  
黒田 英雄 岡崎 真一  
田村 文吉 西川甚五郎  
大矢半次郎 大野 幸一

要領書

## 一、委員会の決定の理由

連合国軍人等住宅公社は、昭和二十五年一月二十七日付の總司令

部覚書第一、〇七六号に基いて、

連合国軍人等に住宅を建設し賃貸することを目的として設置され、

二、〇三戸の建設を完了したの

であるが、二十六年五月五日付の

總司令部覚書第二、一五一号によ

つて、これらの住宅は調達要求書

に基いて提供されることになり、

その賃料は終戦処理費から支出

し住宅公社の収入として計上さ

れ、公社は單なる中間機関となつ

てその存在意義がなくなつていた

ものである。

本法案は連合国軍人等住宅公社法を廃止するとともに、公社を解散し、廃止に伴う経過措置を規定せんとするものであつて、時宜に適した立法と認める。

二、事件の利害得失  
本法の施行により事務の簡素

る等の措置を講じようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

租税負担の軽減及び合理化に資する利益がある。

## 三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

## 三、費用

租税負担の軽減及び合理化に資する利益がある。

## 三、費用

資産再評価法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月二十八日

大蔵委員長 平沼彌太郎

參議院議長 佐藤尚武殿  
多数意見者署名

菊田 七平 菊川 孝夫  
野瀬 勝 小宮山常吉  
下條 恭兵 伊藤 保平  
黒田 英雄 岡崎 真一  
田村 文吉 西川甚五郎  
大矢半次郎 大野 幸一

要領書

## 一、委員会の決定の理由

連合国軍人等住宅公社は、昭和二十五年一月二十七日付の總司令

部覚書第一、〇七六号に基いて、

連合国軍人等に住宅を建設し賃貸することを目的として設置され、

二、〇三戸の建設を完了したの

であるが、二十六年五月五日付の

總司令部覚書第二、一五一号によ

つて、これらの住宅は調達要求書

に基いて提供されることになり、

その賃料は終戦処理費から支出

し住宅公社の収入として計上さ

れ、公社は單なる中間機関となつ

てその存在意義がなくなつていた

ものである。

本法案は連合国軍人等住宅公社法を廃止するとともに、公社を解散し、廃止に伴う経過措置を規定せんとするものであつて、時宜に適した立法と認める。

二、事件の利害得失  
本法の施行により事務の簡素

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月二十八日

大蔵委員長 平沼彌太郎

參議院議長 佐藤尚武殿  
多数意見者署名

下條 恭兵 伊藤 保平  
黒田 英雄 岡崎 真一  
田村 文吉 西川甚五郎  
大矢半次郎 小宮山常吉  
野瀬 勝 小林 政夫  
菊川 孝夫 菊田 七平

要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法案は所得税負担の現状にかんがみ、災害のあつた場合に所得税の減免をなし得る範囲を拡張する等の措置を講じようとするものであつて、適当な措置と認める。

## 二、事件の利害得失

所得税の災害減免の制度の合理化に資する利益がある。

## 三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

## 三、費用

通行税の納付方法について特例を設けようとするものであつて、適當な措置と認める。

## 二、事件の利害得失

通行税の納付方法について特例を設けようとするものであつて、適當な措置と認める。

## 三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

## 三、費用

國庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月二十八日

大蔵委員長 平沼彌太郎

參議院議長 佐藤尚武殿  
多数意見者署名

菊田 七平 菊川 孝夫  
野瀬 勝 小宮山常吉  
下條 恭兵 伊藤 保平  
黒田 英雄 岡崎 真一  
田村 文吉 西川甚五郎  
大野 幸一

要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法案は、汽車の特別二等の料金に對し新たに通行税を課すとともに、日本国有鉄道が徵收する通行税の納付方法について特例を設けようとするものであつて、適當な措置と認める。

## 二、事件の利害得失

本法案は、相続の場合には資産の再評価を行わないこととし、資産の譲渡又は贈與の場合の再評価を行わないこととし、資産の納付について納期の特例を設ける等の措置を講じようとするものであつて、適當な措置と認める。

## 三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

## 三、費用

災害被患者に対する租税の減免、微収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月二十八日

大蔵委員長 平沼彌太郎

參議院議長 佐藤尚武殿  
多数意見者署名

下條 恭兵 伊藤 保平  
黒田 英雄 岡崎 真一  
田村 文吉 西川甚五郎  
大矢半次郎 小宮山常吉  
野瀬 勝 小林 政夫  
菊川 孝夫 菊田 七平

要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法案は所得税負担の現状にかんがみ、災害のあつた場合に所得税の減免をなし得る範囲を拡張する等の措置を講じようとするものであつて、適當な措置と認める。

## 二、事件の利害得失

所得税の災害減免の制度の合理化に資する利益がある。

## 三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

## 三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

## 三、費用

國庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月二十八日

大蔵委員長 平沼彌太郎

參議院議長 佐藤尚武殿  
多数意見者署名

菊田 七平 菊川 孝夫  
野瀬 勝 小宮山常吉  
下條 恭兵 伊藤 保平  
黒田 英雄 岡崎 真一  
田村 文吉 西川甚五郎  
大野 幸一

要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法案は、通行税の納付方法について特例を設ける等の措置を講じようとするものであつて、適當な措置と認める。

## 二、事件の利害得失

通行税の納付方法について特例を設ける等の措置を講じようとするものであつて、適當な措置と認める。

## 三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

## 三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

## 三、費用

災害被患者に対する租税の減免、微収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月二十八日

大蔵委員長 平沼彌太郎

參議院議長 佐藤尚武殿  
多数意見者署名

菊田 七平 菊川 孝夫  
野瀬 勝 小宮山常吉  
下條 恭兵 伊藤 保平  
黒田 英雄 岡崎 真一  
田村 文吉 西川甚五郎  
大野 幸一

要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法案は、災害被患者に対する租税の減免、微収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月二十八日

大蔵委員長 平沼彌太郎

參議院議長 佐藤尚武殿  
多数意見者署名

菊田 七平 菊川 孝夫  
野瀬 勝 小宮山常吉  
下條 恭兵 伊藤 保平  
黒田 英雄 岡崎 真一  
田村 文吉 西川甚五郎  
大野 幸一

要領書

## 官報(号外)

多数意見者署名

菊川孝夫 森八三一

小林政夫 大矢半次郎

波多野鼎 下條恭兵

西川延五郎 岡崎眞一

伊藤保平 黒田英雄

要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法案は、地方税に係る延滞金

及び加算金の端数計算について、

国税の場合と同様の取扱いにする

とともに、国債の利子等についても、原則的な端数計算方法によつて運用するようにしておるも

のであつて、適当な措置と認め

る。

## 二、事件の利害得失

国庫金等の出納事務を簡捷化し得る利益がある。

## 三、費用

この法律施行のため、別に費用

を要しない。

審査報告書

昭和二十七年三月二十八日  
正直の法律案  
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

## 二、事件の利害得失

経済安定本部設置法等の一部を改

正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署

名を附し、要領書を添えて、報告す

## 三、費用

この法律施行のため、別に費用

を要しない。

要領書

## 一、委員会の決定の理由

最近における経済情勢は安定の度を加え、価格統制の範囲も大幅

に縮小してきたので、経済安定本

部設置法附則第三項の規定従い、

物価庁を経済安定本部の内局に組

織替えし、又この措置に伴い各関

係法令に適宜改正を加えることは

適当の措置と認めた。

## 二、事件の利害得失

この措置により機構を縮小する

ことができる。

## 三、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

農林省設置法等の一部を改正する

法律案

要附し、要調書を添えて、報告す

## 四、費用

外務省設置法の一部を改正する法

律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署

名を附し、要領書を添えて、報告す

## 五、費用

この法律施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

昭和二十七年三月二十八日  
内閣委員長河井彌八

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

山花秀雄 竹下豊次

上條愛一 横尾龍

楠見義男 石原幹市郎

赤松常子

## 六、費用

この法律施行のため別に費用を要しない。

要領書

## 一、委員会の決定の理由

平和条約の効力の発生に伴い終

戦以来行われてきた連合国最高司

令官總司令部との連絡等に関する

事務を廃止するとともに、新たに

領事館の職務に関する規定を加

え、又地方支分部局を廃止する等

改正を加えたのは適当の措置と認められる。

## 二、事件の利害得失

この措置により農林行政の向上

を計ることができる。

## 三、費用

本法施行に伴う費用は、一億二千六百六十万円である。

審査報告書

郵便為替法の一部を改正する法律案

と議決した。よつて多数意見者の署

名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月二十八日 郵政委員長岩崎正三郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

小笠原三男 駒井藤平

要附し、要調書を添えて、報告す

## 一、委員会の決定の理由

北緯二十九度以南の南西諸島との間に郵便為替の取扱を開始する

ため郵便為替法の一部を改正しようとするものであつて妥当な措置と認める。

## 二、事件の利害得失

日本及び南西諸島間における為替送金の途を開き双方の便益に資する利益がある。

## 三、費用

この法律施行によって別に費用を要しない。

審査報告書

海外からの日本国民の集団的引揚

輸送のための航海命令に関する法

二億一千四百八十万円が昭和二十

七年度予算に計上されている。

## 四、費用

議員及び議員秘書の任務遂行を増額しようとするものであつて、

適当な措置と認めた。

## 五、費用

凹溝ならしめることができる。

## 六、費用

本法律施行に伴う費用として、

ため郵便為替法の一部を改正しようとするものであつて妥当な措置と認めた。

## 七、費用

議員及び議員秘書の任務遂行を増額しようとするものであつて、

適当な措置と認めた。

## 八、費用

凹溝ならしめることができる。

## 九、費用

本法律施行に伴う費用として、

ため郵便為替法の一部を改正しようとするものであつて妥当な措置と認めた。

## 十、費用

議員及び議員秘書の任務遂行を増額しようとするものであつて、

適当な措置と認めた。

## 十一、費用

議員及び議員秘書の任務遂行を増額しようとするものであつて、

適当な措置と認めた。

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、從来海外からの

引揚輸送業務を担当していた商船

管理委員会の解散に伴い、海外か

らの日本国民の集団的引揚輸送の

万全を期するため、運輸大臣に航

海命令の権限を與えるとともに航

海命令に伴う損失を補償しようと



## 審査報告書

農業共済再保険特別会計法の一部

を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月三十一日 大蔵委員長 平沼彌太郎

参議院議長佐藤尙武殿

多数意見者署名

大矢半次郎 油井賢太郎

西川甚五郎 大野幸一

伊藤保平 黒田英雄

小林政夫 田村文吉

木村義人郎 岡崎眞一

野瀬勝 森八三

要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法案は、農業共済再保険特別会計の家畜勘定における再保険金の支拂財源の不足に充てるための

会計の行い、家畜勘定における再保険金の支拂財源に不足が生じた場合に、これをもつて補てん得るよう規定しようとするものであつて、適当な措置である。

## 二、事件の利害得失

この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和二十七年度において一般会計から農業共済再保険特別会計の再保険金支拂基金勘定における再保険金の支拂化を國り得る利益がある。

## 三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和二十七年度において一般会計から農業共済再保険特別会計の再保険金支拂基金勘定における再保険金の支拂化を國り得る利益がある。

定へ三億円を繰り入れることとなる。

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

特別調達方設置法の一部を改正する法律案

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月三十一日 内閣委員長河井彌八

参議院議長佐藤尙武殿

多数意見者署名

横尾龍一 竹下豊次

山田佐一 小串清一

石原幹市郎 鈴木直人

要領書

## 一、委員会の決定の理由

平和條約の効力発生に伴い、特

別調達方の所掌事務に変更が生ずるので、その名称を調達局とし、從来「連合國軍」のために行つていた調達業務を「駐留軍」のために行つよう改正するとともに、行政

協定第十八條に規定してある駐留軍の行為のために生じた損害についての請求の処理に関する業務を停止しようとすると、妥当な立

## 二、事件の利害得失

本法案は、日本国との平和條約の発効に伴い、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く特別調達方關係の諸命令を廢止しようとするもので、妥当な立

## 三、費用

本法の施行には特に費用を要しない。

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

建設委員長 小川久義

昭和二十七年三月十三日

代理理事

参議院議長佐藤尙武殿

多数意見者署名

田中前田一 三輪貞治

深水六郎 楠瀬常猪

赤木正雄 德川宗敬

石川榮一 東隆

要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法案は、日本国との平和條約の受

諾に伴い発する命令に関する件に基く特別調達方關係の諸命令を廢止しようとするもので、妥当な立

## 法と認める。

本法の施行により、わが国の独立回復に對応して、特別調達局關係のボツダム政令を整理し、その効力關係を明確にする利益があ

## 三、費用

本法の施行により事務の円滑化を計ることができる。

## 三、費用

本法の施行に伴い約二億二千四

万円の経費が節減できる。

この措置により事務の円滑化を計ることができる。

## 参議院会議録第二十八号正誤

第五号

十六行の次に左の一行を加える。

目次中「第四十五條」を

「第四十五條の二」に改め

る。

## 参議院会議録第三十一号正誤

第五号

## 正誤

在勤加俸 在勤俸

作製

## 正

在勤俸

作製

## 正誤

正誤

## 定価一部十円

（送付料込）

## 発行所

東京都新宿区市谷本村町一五

## 印

九〇〇〇元

## 官報

九〇〇〇年九月九日

## 行

行

## 行

行